

常滑市が設計建設一括発注（DB方式（Design：設計、Build：建設））で発注する「常滑市新学校給食共同調理場整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、公募型プロポーザル方式について、本事業の優先交渉権者を特定したため、以下のとおり公表する。

なお、審査委員会における審査講評は、4月に公表する予定である。

令和4年3月24日

常滑市長 伊藤 辰矢

第1 事業の概要

1 事業名

常滑市新学校給食共同調理場整備事業

2 事業場所

愛知県常滑市苅屋字加茂 151

3 事業の目的

常滑市の学校給食は、昭和39年度に開設された南学校給食共同調理場（昭和51年度増築）及び昭和44年度に開設された北学校給食共同調理場の2つの調理場で給食を調理し、常滑市内の小中学校及び幼・保・こども園に提供している。

現在、食の安全・安心に対する社会的な要請は、食中毒問題や衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として、一段と高まっている。また、食育基本法の制定（平成17年）や学校給食法の改正（平成21年）により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとて大きくくなっている状況である。

このように学校給食が果たすべき役割は、日に日に重要度を増している。その一方で、それを支える常滑市の学校給食共同調理場は老朽化が進み、早急に抜本的な対策を講じる必要性が高まっている。

常滑市及び常滑市教育委員会では、令和2年5月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本構想」を策定し、学校給食共同調理場運営審議会[※]等での検討結果を踏まえ、新たな学校給食共同調理場整備に係る方針や方向性、必要な機能、

設備等について、令和3年3月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本計画」として策定してきた。

本事業は、常滑市新学校給食共同調理場の整備を行い、将来にわたって安心・安全な給食提供の実現を目的とするものである。

※常滑市学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例施行規則第7条に基づき、設置した組織。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和6年9月30日までとする。

※ただし、本施設の供用開始日は令和6年9月1日を予定している。

5 事業方式

本事業における施設の整備は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計建設一括発注方式（DB方式）により実施するものとし、市は、本施設的设计及び建設に係る資金を調達し、本施設を所有する。

第2 資格審査の結果

参加資格審査書類について、3グループから提出があり、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。

第3 総合審査の結果

資格審査を通過した3グループから総合審査書類の提出を受け、総合審査を実施した。その結果、総合審査の最高得点は、100点満点中85.76点となった。

第4 優先交渉権者の特定

審査基準書（令和3年11月10日公表）に基づき、総合審査（価格審査及び提案審査）を行い、市はその結果を踏まえ、徳倉建設株式会社を代表企業とするグループを優先交渉権者として特定した。

1 優先交渉権者のグループ組成

代表企業（工事請負事業者）

：徳倉建設株式会社《名古屋市中区錦三丁目 13 番 5 号》

構成企業（設計・工事監理事業者）

：株式会社石本建築事務所名古屋オフィス

《名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 昭和ビル》

協力企業（厨房機器事業者）

：株式会社中西製作所名古屋支店

《名古屋市中村区名駅南三丁目 13 番 20 号》

第 5 提案価格

3,099,800,000 円（税込）

第 6 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和 4 年 6 月下旬
事業期間	基本契約締結日～令和 6 年 9 月 30 日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 6 年 7 月中旬
施設引渡し日	令和 6 年 7 月中旬
開業準備期間	令和 6 年 7 月中旬～令和 6 年 9 月 30 日
供用開始日	令和 6 年 9 月 1 日